別表二の二の一の項の地域の欄中「（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を削り、同項を同表の十六の項とし、同項の前に次のように加える。

ニペルスダ・アシェイ、ゆりのき、ラティルビダ・アコルムナリス、レッドマルベルナリー、おおとんだふうろ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、くわの木属植物、こなら属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ちにちそう属植物、つつじ属植物、とこなつ属植物、ばっかりす属植物、ぶどう属植物、みかん属植物及びわすれな属植物（種子及び栽培の用に供するものの生果実を除く。）であつて、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・サントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、ごれんし、さくらんぼ、ジラ、ジンジフス・グイドニア、せいようすもも、ナンゴウ（別表第一に掲げるものを除く。）、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコト（別表二の付表第四十三、第五十三に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ふうとう属植物、みかん属植物（付表第三十九に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・サントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、ごれんし、さくらんぼ、ジラ、ジンジフス・グイドニア、せいようすもも、ナンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十三に掲げるものを除く。）、もも、もんびん、ロコト（別表二の付表第四十三、第五十三に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ふうとう属植物、みかん属植物（付表第三十九に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1　輸出国の政府機関により発行されかつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その1の検査証明書又は、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域と認められる方法による処理が行われること。 二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	一　アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
			二　アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゅうり属植物の生果実	かき、カシューナッツ、くだもののとけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふとも、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばれいしょ属植物及びみかん属植物（ライム及びレモンを除く。）の生果実	1　輸出国の政府機関により発行されかつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その1の検査証明書又は、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha grandis*に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha grandis*が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関において指定する処理施設において、*Anastrepha grandis*を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	三　エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ
		1　輸出国の政府機関により発行されかつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その1の検査証明書又は、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）が発生していない状態が維持されている地域と認められる方法による処理が行われること。 二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	三　エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ